

第7号議案

長岡京市企業立地促進条例の一部改正について

長岡京市企業立地促進条例（平成15年長岡京市条例第23号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月21日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

企業の市外への流出防止を目的に加え、第三者機関の体制を拡充し、条例の失効期限を5年間延長するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市企業立地促進条例の一部を改正する条例

長岡京市企業立地促進条例（平成15年長岡京市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内において事業所を設置する企業に対し助成金を交付することにより、<u>企業の立地促進及び流出防止</u>（以下「<u>企業の立地の促進等</u>」という。）<u>を図り</u>、もって地域経済の活性化及び雇用機会の創出に寄与することを目的とする。</p> <p>(助成対象企業の指定)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ<u>長岡京市企業立地審議会</u>（以下第7条第1項を除き「<u>審議会</u>」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 【略】</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 市長は、前項に規定する承継の承認をしようとするときは、あらかじめ<u>審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 市長は、前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ<u>審議会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>(<u>審議会</u>)</p> <p>第7条 市長の諮問に応じ、<u>企業の立地の促進等</u>について調査審議させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、附属機関として、<u>長岡京市企業立地審議会</u>を</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内において事業所を設置する企業に対し助成金を交付することにより、<u>企業の立地を促進し</u>、もって地域経済の活性化及び雇用機会の創出に寄与することを目的とする。</p> <p>(助成対象企業の指定)</p> <p>第3条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ<u>長岡京市企業立地審査会</u>（以下第7条第1項を除き「<u>審査会</u>」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 【略】</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 市長は、前項に規定する承継の承認をしようとするときは、あらかじめ<u>審査会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第6条 【略】</p> <p>2 市長は、前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ<u>審査会</u>の意見を聴かなければならない。</p> <p>(<u>審査会</u>)</p> <p>第7条 市長の諮問に応じ、<u>企業の立地の促進</u>について調査審議させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、附属機関として、<u>長岡京市企業立地審査会</u>を設</p>

改正後	改正前
設置する。 2 <u>審議会</u> の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 【略】 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>令和11年3月31日限り</u> 、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際、現に第3条第1項の規定による指定を受けている企業については、なおその効力を有する。	置する。 2 <u>審査会</u> の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 【略】 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成36年3月31日限り</u> 、その効力を失う。ただし、この条例の失効の際、現に第3条第1項の規定による指定を受けている企業については、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

(長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年長岡京市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> <tr> <td><u>企業立地審議会</u>委員</td> <td style="text-align: center;">日額 9,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	【略】		<u>企業立地審議会</u> 委員	日額 9,600円	【略】		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> <tr> <td><u>企業立地審査会</u>委員</td> <td style="text-align: center;">日額 9,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【略】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	【略】		<u>企業立地審査会</u> 委員	日額 9,600円	【略】	
区分	報酬の額																
【略】																	
<u>企業立地審議会</u> 委員	日額 9,600円																
【略】																	
区分	報酬の額																
【略】																	
<u>企業立地審査会</u> 委員	日額 9,600円																
【略】																	
備考 【略】	備考 【略】																